

## 改正保険法と税制

約100年ぶりの抜本的な改革といわれた改正保険法が2年程の周知期間を経過して本年4月1日から施行されました。

### 1) 保険法の誕生

もともと保険法という独立した法律は存在しておらず、保険契約に関するルールは従来、商法のなかに規定されていました。しかし、その内容が現在の保険制度にマッチしていない等々の問題点があり、平成20年に商法の保険契約に関する規定が全面的に改組され、保険法として独立した新規の法律が誕生しました。

### (2) 関連税法の整備

上記の変化に対応するため、所得税、法人税、相続税の各関連税法において生命保険契約と損害保険契約の範囲の明確化が図られました。

#### イ 所得税法における整備

例えば、非課税所得を定めた所得税法9条において、その17号の規定を保険業法に規定される定義に改め、それに基づいて支払われる一定の保険金及び損害賠償金等は非課税所得になる旨を明記しています。さらに、国内源泉所得を定めた同法161条も、新しい定義に基づいた解釈を通して明確化しています。

#### ロ 法人税法における整備

「支払調書及び支払通知書」に関連して、法人税法138条の国内源泉所得に関してその明確化が図られました。

#### ハ 相続税法における整備

みなし相続 贈与を定めた相続税法3条が整備されました。すなわち、相続人等が生命保険契約 損害保険契約に基づく保険金を取得した場合、その保険金受取人に係る保険金のうち被相続人が負担した保険料の全額に対する割合に相当する部分を相続等によって取得したものとみなす旨が明確化されています。

#### ニ 地方税法

こちらも同様の見直しが実施されています。

### ナマの税務相談室

**Q** 先日、一寸ご相談いたしました私どもの木造の幼稚園舎の敷地の買取り申し出を、地主から受けている件ですが、私どもに借地権はあるのでしょうか。

**A** 土地賃貸借契約書にはどのような文言が交わされていますか。

**Q** 建物所有を目的として賃貸借云々の文言が交わされています。

**A** それでは借地権が存在いたします。

**Q** ところで、底地の買取り価格はいくら位が妥当でしょうか。

**A** まずその土地の近隣に取引事例があればベストですが、なければ、公示価格や路線価がどれくらいなのかを調べなければなりません。一般的には路線価は時価の約80%です。

**Q** その地域の借地権割合は40%ということですか。

## 悩ましい 底地買取り価格

**A** それでは底地の価格は更地の60%です。ところで、その土地の道路との接し状況や地形はいかがですか。

**Q** 図面のように、道路に接しているのは2辺で奥行きは25辺。さらに左に敷地は展開し、鍵型の土地でかなり変形の土地です。この場合の評価はどうなりますか？

**A** 専門的になりますが、相続税の財産評価基本通達というのがあり、例えば、道路に接している間口と奥行きとの割合の数値に応じて評価を区分しているなど、その不整形の度合いに応じて、価額の40%の範囲内で相当と認められる金額を控除することになります。

相続税申告では税法に基づいて正確に行いますが、売買のケースはお互いの思惑があって理屈どおりにはいかないこともあるかと思います。

**Q** 本当に土地の評価は難しいですね。どうも有難うございました。

### ナマの税務相談室